

## [事案 30-259] 手術給付金支払請求

・令和元年 5 月 10 日 和解成立

### <事案の概要>

自分の受けた手術は、支払われた手術給付金の対象となった術式よりも高難度なものであるとして、手術給付金の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

動脈瘤治療のため手術を受けたので、平成 9 年 11 月に契約したがん保険の疾病特約にもとづき、手術給付金を請求したところ、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル」による手術に該当するとして手術給付金が支払われたが、自分の受けた手術は開腹術よりも大掛かりな高難度治療であるから、最大の給付倍率である開腹術と同等の手術給付金額とし、その差額を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

- (1) 手術給付金の支払理由は約款に規定されているとおりである。
- (2) 申立人は、受けた手術が給付倍率 4 倍の手術である「大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）」に該当すると主張しているとも解されるが、いずれにも該当しない。また、開胸・開腹術を伴う手術でもない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。